



令和7年松戸市議会12月定例会の提出予定議案

定例会に提出予定の議案につきましては 15件になります。

1	予算関係	「令和7年度補正予算について」	・・・	2件
2	条例関係	「条例の一部改正について」	・・・	5件
		「条例の廃止について」	・・・	1件
3	その他	「市道路線の廃止及び認定について」	・・・	1件
		「規約の変更に関する協議について」	・・・	1件
		「指定管理者の指定について」	・・・	4件
		「人事案件について」	・・・	1件

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部総務課 ☎047-366-7305

FAX 047-363-3200 ✉mcsoumu@city.matsudo.chiba.jp

令和7年松戸市議会 12月定例会提出予定議案一覧

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
1	議案第40号	令和7年度 松戸市一般会計補正予算（第7回）	財 政 課 ☎ 3 6 6 - 7 0 7 6
2	議案第41号	令和7年度 松戸市一般会計補正予算（第8回）	財 政 課 ☎ 3 6 6 - 7 0 7 6
3	議案第42号	松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について	市 民 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 4 0
4	議案第43号	松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 6
5	議案第44号	松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教 育 総 務 課 ☎ 3 6 6 - 7 4 5 5
6	議案第45号	松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 6
7	議案第46号	松戸市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について	建 設 総 務 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 5 7
8	議案第47号	松戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	水) 総 務 課 ☎ 3 0 9 - 4 0 0 7
9	議案第48号	市道路線の認定について	建 設 総 務 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 5 7
10	議案第49号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	人 事 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 6

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
11	議案第50号	指定管理者の指定について (松戸市文化会館及び松戸市民劇場)	社 会 教 育 課 ☎ 3 6 7 - 7 8 1 3
12	議案第51号	指定管理者の指定について (松戸市稔台市民センター)	市 民 自 治 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 1 8
13	議案第52号	指定管理者の指定について (松戸市小金原市民センター他7市民センター)	市 民 自 治 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 1 8
14	議案第53号	指定管理者の指定について (松戸市勤労会館及び松戸市常盤平市民センター他7市民センター)	市 民 自 治 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 1 8
15	議案第54号	公平委員会委員の選任について	行 政 経 営 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 1 1

令和7年松戸市議会12月定例会予定と主な内容

期日	会議予定時刻	会議予定	主な内容
12月 1日(月)	午前10時	招集日・本会議	議案提案理由説明
2日(火)	午前10時	本会議	一般質問
3日(水)	午前10時		
4日(木)	午前10時		
5日(金)	午前10時		
8日(月)	午前10時		一般質問・議案質疑
10日(水)	午前10時	総務財務常任委員会	議案等の審査
11日(木)	午前10時	健康福祉常任委員会	
12日(金)	午前10時	教育環境常任委員会	
15日(月)	午前10時	建設経済常任委員会	
17日(水)	午前10時	本会議	議案等の採決



松戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の提出

●改正の主旨

本年7月に松戸市水道事業運営審議会に諮問した「適正な料金水準、あるべき料金体系等」について、同審議会から10月15日に平均改定率17.7%とし、用途別料金体系や基本水量制を維持することが妥当であることなどを含む答申がありました。

答申内容を踏まえ、市で検討した結果、令和8年4月から料金を引き上げることとし、12月議会に「松戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）」を提出することとしました。

●改正内容

- (1) 給水条例第26条関係別表第1の、1か月あたりの基本料金及び超過料金の単価を次のとおり改正する。(消費税込み)

	使用水量	料金（改正前）	料金（改正後）
基本料金	10 m ³ まで	1,001 円	1,155 円
超過料金	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	176 円/m ³	220 円/m ³
	20 m ³ を超え 30 m ³ まで	264 円/m ³	308 円/m ³
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	297 円/m ³	341 円/m ³
	50 m ³ を超え 80 m ³ まで	363 円/m ³	407 円/m ³
	80 m ³ を超え 200 m ³ まで	407 円/m ³	451 円/m ³
	200 m ³ を超える分	451 円/m ³	495 円/m ³
特別給水用料金（一時的に水を使用する場合）		451 円/m ³	495 円/m ³

※一般家庭で1か月に20 m³使用した場合

改定前 2,761 円 → 改定後 3,355 円（+594 円）となります。

- (2) 各戸に水道メーターを設置していない共同住宅に対し、各世帯均等使用水量とみなして料金の算定を行う特例措置を設けることにより、各戸に水道メーターを設置している共同住宅との間の料金負担の公平化を図ることとする。

●施行期日 令和8年4月1日

【本件に関する問い合わせ先】

〒270-0027 千葉県松戸市ニツ木2003番地の1

松戸市水道部総務課 ☎047-341-0430

FAX 047-349-0881 ✉ mcsuidousoumu@city.matsudo.chiba.jp